

(分野名) 3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(施策名) (3) ア・女性の能力の発揮の支援のための調査研究

1 主な施策の取組状況及び評価

我が国が生産性や競争力を高め、経済・産業構造などの変化に柔軟かつ機動的に対応できる強靱な雇用システムへの転換を円滑に進めていくため、生産性の向上や、新規産業創出の観点から、雇用を取り巻く様々な課題について調査・研究しているところ。

平成12年度には、「女性・高齢者の能力開発の支援のための調査研究」を実施し、企業の生産性を高めていくために女性・高齢者がより一層能力を発揮できる雇用のあり方について検討した。

2 今後の方向性、検討課題等

平成12年の調査を踏まえ、引き続き女性の労働市場への参画について検討していくが、広く雇用を取り巻く様々な課題に対し、ニーズに応じた調査・研究を実施する必要があることや、前回の調査から状況変化が見られる期間をおいて実施することが有効であることから、適切な時期をみて検討していきたい。

3 参考データ、関連政策評価等

(分野名) 3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(施策名) (4) ウ・女性起業家に対する支援(創業塾による創業予定者・若手後継者の能力開発支援)

1 主な施策の取組状況及び評価

平成13年度から、全国商工会連合会、日本商工会議所を通じて、創業に向けて具体的な行動計画を有する者(創業予備軍)を対象に、創業に必要な実践的能力を修得させる創業塾(30時間程度)を行い、この中で女性向け創業塾も実施しているところ。

これまで、創業塾全体で約3万7千人を超える受講者が参加しており、修了者への追跡アンケート調査によると、創業塾受講後、約3割が創業を実現したとの回答が得られている。また、創業塾受講に対する評価として、9割以上の方が役立っていると評価。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き女性向け創業塾を開催していく予定。

3 参考データ、関連政策評価等

女性向け創業塾の実績

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施箇所数(箇所)	9	32	60
受講者数(人)	297	1,065	1,921

(分野名) 3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(施策名) (4) ウ・女性起業家に対する支援(新創業融資制度)

1 主な施策の取組状況及び評価

創業時における資金供給の円滑化を図るため、無担保・無保証人(本人保証も無し)でビジネスプランを審査して融資を行う「新規開業資金等に係る保証人徴求特例」(通称「新創業融資制度」)を平成14年1月に創設。女性等の創業を促進するため、平成15年2月に特例適用対象を広げ、女性・高齢者の創業に対しては有利な金利を適用できるようにした。平成16年4月からは融資限度額を550万円から750万円に引き上げた。

2 今後の方向性、検討課題等

利用実績は着実に上がっており、創業時における資金供給手段として定着しつつある。PR等により制度の周知を図り、さらなる利用促進を図る。

3 参考データ、関連政策評価等

利用実績

平成14年度(H15.2~H15.3)	83件	192,950千円
平成15年度(H15.4~H16.3)	858件	2,410,640千円
平成16年度(H16.4~H16.9)	553件	1,679,470千円
合計	1,474件	4,283,060千円

15年2月からの新創業融資制度拡充分の貸付実績

(単位:件,千円)

	女性・ 中高年資金		IT資金		環境対策資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14年度	83	192,950	23	49,000	0	0	106	241,950
15年度	858	2,410,640	190	418,620	1	2,900	1,049	2,832,160
16年度 (上半期)	533	1,679,470	112	273,980	3	12,670	648	1,966,120
総合計	1,474	4,283,060	325	741,600	4	15,570	1,803	5,040,230

(分野名) 3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(施策名) (4) ウ・女性起業家に対する支援(女性・高齢者起業家支援資金)

1 主な施策の取組状況及び評価

起業意欲のある女性・高齢者等を支援することにより、新規産業、雇用の創設を図るため、平成11年4月に本制度を創設。以降、以下の拡充措置を講じているところ。

- ・ 平成11年4月:本制度創設
- ・ 平成12年1月:担保徴求免除特例制度の創設
- ・ 平成16年4月:経営責任者の個人保証免除特例の創設

これまでに約22,000件、約1,400億円の融資実績を上げており、女性及び高齢者の起業環境整備に一定の成果をあげているものと認識。

2 今後の方向性、検討課題等

本施策の利用実績はこれまで着実に増加してきたことから、政府系金融機関による低利融資制度に対する女性起業家のニーズは強いものと認識しており、今後も支援を継続していく方針。

3 参考データ、関連政策評価等

別添のとおり

女性起業家、高齢者起業家支援資金

平成16年10月
経済産業政策局新規産業室

我が国経済の活性化のためには、女性や高齢者などを含む多様な事業者による活発な開業が行われることが必要。本制度は起業意欲のある女性・高齢者を支援することにより、新規産業、雇用の創設を図ることを目的とする。

1. 融資制度の概要(制度創設:平成11年4月)

優遇金利の適用(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)

通常の利用者への金利は基準金利のところ、女性起業家と高齢者起業家については、特利3又は特利1の優遇金利。

(利率は貸付期間5年以内の場合 平成16年9月10日現在)

通 常	女性起業家、高齢者起業家		
		新規性のある場合	雇用機会増大促進地域
基準金利 1.70%	特利1 1.30%	特利3 0.80%	特利2 1.05%

対象者

女性又は高齢者(55歳以上の者)のうち、新規開業して概ね5年以内の者

貸付限度額

中小企業金融公庫：7億2千万円(運転資金は2億5千万円)

国民生活金融公庫：7千2百万円(運転資金は4千8百万円)

2. 担保徴求免除特例措置(制度創設:平成12年1月)

中小企業金融公庫において、貸付額の50%かつ80百万円を限度として担保徴求を免除する特例を創設。

本特例を設けるに当たり、11年度補正予算に中小公庫への出資金13億円計上。

3. 経営責任者の個人保証免除特例措置(制度創設:平成16年4月)

中小企業金融公庫において、中小公庫が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結した場合に、経営責任者の個人保証を免除する特例を創設。

本特例を受ける場合、本制度の各利率に対し0.3%を加算する。

4. これまでの利用実績(平成11年4月～平成16年9月末)

四捨五入

	件 数	金 額
国民生活金融公庫	22,281件 うち女性 16,180件 うち高齢者 6,101件	1,338億円 うち女性 920億円 うち高齢者 419億円
中小企業金融公庫	114件	68億円
制 度 計	22,395件	1,406億円

(分野名) 3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(施策名) (4) ウ・家族従業者の実態把握等

1 主な施策の取組状況及び評価

平成13年度に、全国商工会連合会への委託事業として「自営中小企業者の家族の労働と健康に関する調査」を実施。

・調査結果の概要

前回(昭和54年)に実施した同趣旨の調査に比較すると、労働面と健康面においては全般的に改善。

経営面での課題については、「売上高の減少・競争の激化」が最も多く、中小企業を取り巻く厳しい経済情勢がうかがい知れる。

ニーズについては、「経営に役立つ情報の提供」、「講習会・研修会の実施」、「資金面の支援」が高くなっている。

この結果を参考にしつつ、商工会及び商工会議所女性部が行う研修会等の活動支援、新創業融資制度における女性・中高年向け融資の優遇措置の拡充等の各施策を行っているところ。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き、家族従業者のニーズを的確に把握しながら、きめ細かに対応していく。

なお、次回の調査については、今後の経済情勢の変化や家族従業者等を取り巻く環境の変化等を勘案しながら実施時期等を検討していく。

3 参考データ、関連政策評価等